

務	00	01	1 年
(令和8年3月末まで保存)			

交 企 第 1 8 3 号
(交 規 、 交 指 、 運 免)
令 和 6 年 8 月 2 8 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

令和6年秋の全国交通安全運動の実施について

県警察では、交通死亡事故抑止に向けた各種活動を推進中であるが、昨日現在の交通事故発生状況は、発生件数及び死傷者数は前年同期に比べて減少しているものの、例年、9月以降は、日没時間の早まりとともに、薄暮や夜間における交通死亡事故が多発する傾向にある。加えて秋の行楽シーズンによる交通量の増大に伴う交通事故の増加、飲酒運転等の危険運転に起因する重大事故の発生が懸念される場所である。

このような情勢の中、みだしの運動が実施されるので、各所属にあつては、交通事故抑止に向けた実効ある対策を推進されたい。

記

1 実施期間

令和6年9月21日（土）から同年9月30日（月）までの10日間

※交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（月）

2 運動重点

- (1) 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- (2) 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

3 推進事項

- (1) 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
ア 反射材用品、LEDライト、明るい目立つ服装等の視認効果等について周知を図るとともに、自発的な着用を促すための参加・体験・実践型の交通安全教育を推進すること。

イ 横断歩道外や車両等の直前直後の横断等の法令違反による歩行中死者が多い実態を踏まえ、横断歩道の利用、信号遵守等の基本的な交通ルールの遵守に加え、横断時における運転者に対する意思表示及び安全確認等、自分の安全を守る行動

を周知させること。特に高齢歩行者に対しては、加齢に伴う身体機能の変化に応じた行動を促す交通安全教育を推進すること。

ウ 歩行者が関係する交通事故の実態を踏まえた交通安全指導や保護・誘導活動を行うこと。特に、通学時間帯や薄暮時間帯における歩行者の保護活動を強化すること。

エ 道路管理者、自治体等と連携した交通安全総点検を実施するなど、通学路や生活道路における横断歩道等の交通安全施設等の整備や維持管理を推進すること。

(2) 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶

ア 運転者の歩行者優先意識の徹底

(ア) 日没時間が早まる秋口以降は、薄暮・夜間時間帯における歩行者横断中の交通死亡事故が多いこと、特に、高齢歩行者が被害に遭う場合が多いことなどの特徴についての交通安全教育等を強化すること。

(イ) 自動車等の前照灯の早めの点灯、対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用等、上向き・下向きのこまめな切替えについての広報啓発を推進すること。

(ウ) 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、横断歩道等の直前で停止可能な速度で進行する義務があることや、横断歩道等における歩行者等優先義務等について指導を徹底すること。あわせて、横断歩道等に向かって歩行者等の横断の意思が明確でない場合であっても、横断歩道等の直前で一時停止し、横断の意思の有無を確認してから進行するよう指導するなど、歩行者等保護意識の徹底を図ること。

(エ) 歩行者が関係する交通事故の発生時間・発生場所を重点に、横断歩行者妨害等の歩行者の保護に資する交通指導取締りのほか、可搬式速度違反自動取締装置を活用した取締りなど、生活道路等における交通指導取締りを強化すること。

イ 悪質危険運転の根絶

(ア) 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、飲酒運転の危険性や交通事故実態等に関する積極的な広報啓発のほか、交通安全関係団体や酒類提供飲食業等の関係業界と連携して、地域・職域等における飲酒運転根絶への取組を強化すること。

(イ) 飲酒運転の実態について、必要な調査・分析を行った上で、飲酒取締りの時間帯、場所、方法等の有効性について検証するとともに、関連情報の組織的な活用を図り、飲酒運転根絶に向けたより効果的な取締りを推進すること。

(ウ) 安全運転管理者選任事業者に対して、運転前後にアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認などの安全運転管理業務が確実に履行されるよう指導を徹底すること。

(エ) 妨害運転の危険性や罰則のほか、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の

気持ちを持った運転の重要性、妨害運転を受けた場合の対応要領、ドライブレコーダーの有効性についての広報啓発を推進するとともに、重大な交通事故につながり得る違反に対する交通指導取締りを強化すること。

ウ 高齢運転者の交通事故防止

(ア) 高齢運転者に対しては、加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を自ら理解し、安全な交通行動を実践できるよう、関係機関・団体等と連携し、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進すること。

(イ) 高齢運転者やその家族に対しては、運転適性相談窓口、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者への各種支援施策の広報啓発を推進すること。加えて、安全運転サポート車の普及啓発を推進すること。

エ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用やチャイルドシートの適正な使用の徹底について、行楽地等における運転者等への広報啓発を推進すること。また、高速乗合バスや貸切バス等の乗客に対するシートベルト着用の徹底を図るため、関係機関、事業者等と連携した取組を強化すること。

オ 二輪車運転者の被害軽減を図るため、ヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用について広報啓発を推進するほか、交通事故実態を踏まえた交通安全対策を推進すること。

カ ペダル付き原動機付自転車（いわゆるペダル付き電動バイク）は道路交通法上の一般原動機付自転車又は自動車に区分され、モーターを用いずペダルのみを用いて走行させる場合であっても、運転に当たっては運転免許を要することやヘルメットを着用しなければならないことから、これらの販売事業者を把握した場合は交通ルールの周知を図るなどの働き掛けを行うこと。

(3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

ア 全ての自転車利用者に対して、自転車乗車時の頭部保護の重要性と乗車用ヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発を行うなど、全ての自転車利用者のヘルメット着用及び正しい着用方法の周知を促進すること。

イ 自転車を利用する機会が多い中学校や高等学校については、学校関係者や保護者に対するヘルメット着用の重要性の広報啓発を実施し、自治体等に対しては、ヘルメット購入助成等について、積極的な働き掛けを推進すること。

ウ 自転車利用時の基本的な交通ルール等の周知を図るため、自転車安全利用五則を活用するなどして、対象に応じた交通安全教育や広報啓発を実施すること。特に、自転車は「車両」であり、車道通行が原則であることや左側を通行することのほか、歩道は歩行者優先であり、歩道通行時は車道寄りを徐行すること等について指導を徹底すること。

エ 道路交通法の一部改正により、自転車利用者による「ながらスマホ」や「酒気帯び運転」に対する罰則規定が本年11月中に施行されることから、関係機関・団

体等と連携した広報啓発活動を推進すること。

オ 自転車利用者による交通違反については、違反者自らが危険性や交通ルールを遵守することの重要性について理解できるよう、指導警告票を活用した実効性のある指導警告を行うとともに、警察官の警告に従わずに違反行為を継続した場合や違反行為により歩行者等に具体的危険を生じさせた場合等、悪質性・危険性が高い違反行為に対しては、積極的に検挙措置を講ずること。

カ 具体的な交通事故事例を示し、損害賠償責任保険等の加入の必要性について周知するとともに、関係団体と連携し、自転車の点検整備の重要性と実施要領について周知を図ること。

キ 特定小型原動機付自転車に係る交通ルールの周知やヘルメット着用による被害軽減効果について、関係機関・団体等と連携した広報啓発を推進すること。

ク 特定小型原動機付自転車の販売事業者等は、購入者等に対し、交通安全教育を行うこととされていることから、販売事業者を把握した場合は、事業者による交通安全教育が適切に行われるよう指導助言を行うこと。

4 留意事項

(1) 殉職・受傷事故の防止

交通指導取締り等の街頭活動に当たっては、装備資機材を効果的に活用し、現場責任者の適切な指揮の下、受傷事故防止に万全を期すこと。

また、街頭活動を共に行う関係機関・団体や交通ボランティア等の参加者の安全確保等にも特段の配慮をすること。

(2) 関係機関・団体及び他部門等との連携

自治体や交通関係機関・団体との連携を図るとともに、地域警察官や隣接署との合同取締りなど他部門等との連携を強化すること。

(3) SNS等を活用した広報啓発活動の推進

広報啓発活動については、ポスター、チラシ等の従来からの広報媒体に加え、県警インスタグラム等のSNSを活用した情報発信等、各警察署で工夫を凝らした広報啓発活動を推進すること。

(4) 模範的な交通安全行動の実践

警察職員は、薄暮時間帯における前照灯の早め点灯、横断歩行者等の保護や自転車利用時のヘルメット着用等、模範的な交通安全行動を率先して実践すること。

担当 交 通 企 画 課
交通安全対策第一係

